

2011年度(第18回)香川県ミッド・グランドシニアゴルフ選手権競技 兼 四国アマチュアゴルフ選手権予選競技

開催日 平成23年8月18日(木)、19日(金)

開催コース 満濃ヒルズカントリークラブ

主催 香川県ゴルフ協会

共催 四国ゴルフ連盟

後援 四国新聞社

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. プレーの条件

8月18日(木)第1ラウンド18ホールズ・ストロークプレー

8月19日(金)第2ラウンド18ホールズ・ストロークプレー

* 本競技は18ホール終了をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。

4. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 186ページ参照)

5. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則 184ページ参照)

6. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する(ゴルフ規則 187ページ参照)。

7. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

8. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C)6b』を適用する。(ゴルフ規則 190ページ参照)

9. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 にきめられているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 陰悪な気象状況に : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
即時中断

c. プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

10. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

11. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)3』を適用する。(ゴルフ規則 188ページ参照)

12. 順位決定

36ホールを終え、1位にタイが生じた場合は、即時委員会の指定するホールにおいてホールバイホールによるプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の者は2位タイとする。

13. ティーマーカー

ミッドシニアは黒ティマーク、グランドシニアは青ティマークとする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって表示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウオーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。(轍を含む)
**「球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。」**
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。但し、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内でしかもホールに近付かない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2打
8. 7番グリーン左側バンカー内の土留用枕木はコースと不可分のものとする。
9. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付I(B)6』を適用する。
(ゴルフ規則173ページ参照)

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレー中は許可なくして携帯電話の使用を禁止する。

競技委員長 松下 啓三